

# ○ 国立大学法人山梨大学研究設備の共同利用ガイドライン

制定 令和6年6月25日

## 1. 目的

厳しい財政環境の中、より良い教育研究環境の整備を図るために、限られた資源の有効活用が求められる。本ガイドラインは、文部科学省が「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン（令和4年3月）」を策定したことをふまえ、本学が所有する研究設備の学内外における共同利用の推進を目的に制定する。

## 2. 基本事項

### (1) 用語の定義等

- ・ 設備について
  - ・ 固定資産台帳（資産データ）のうち、機械装置又は工具器具備品等で研究目的（教育等に兼用されるものも含む）に使用される機器等を対象とする。
  - ・ 共同利用調査について
    - ・ 有形固定資産実査時に、対象となる設備について、共同利用情報（稼働状況、共同利用の可否、公開の可否、利用形態等）の調査を実施する。
  - ・ 設備管理者（共同利用施設の場合、運営スタッフ）
    - ・ 設備を管理・運営する教職員で、固定資産台帳の使用名称あるいは調査表に記載された設備担当者
  - ・ 各部局の設備管理担当者
    - ・ 実査部局担当者
- ・ 受託試験等について
  - ・ 学外者が来学し設備を利用する場合、学外者に代わり本学の設備管理者が設備を利用する場合の両者を含む。

### (2) 共同利用の対象となる設備

- ・ 予算申請にあたり、共同利用可として申請し採択された設備
- ・ 購入額が1,000万円以上であり、調査により管理者が共同利用可とした設備
- ・ 購入額が1,000万円未満であり、管理者から共同利用可との連絡があった設備
- ・ 学内共同教育研究施設（機器分析センター、総合分析実験センター、クリーンエネルギー研究センター、水素・燃料電池ナノ材料研究センター、発生工学研究センター、山梨 GLIA センター、国際流域環境研究センター：以下、「共同研究施設」という）で管理する設備

### (3) 共同利用設備

- ・ 共同研究施設管理設備：共同研究施設が管理する設備
- ・ その他設備：各学域等により管理する設備

### (4) 共同利用の形態

設備管理者は以下の累計から利用形態を1つ以上選択する。

- ・ 学内利用：学内者が共同利用設備を利用する場合
  - ・ 本人利用、分析指導、委託分析等
  - ・ 設備管理者（共同研究施設の場合、運営スタッフ）との学内共同研究（論文共著等）
- ・ 学外利用：学外者が共同利用設備を利用する場合
  - ・ 知識や技能の確認を受けた学外利用者が利用
  - ・ 受託試験等として利用
  - ・ 学内利用者と共同研究契約等が締結されている場合

### 3. 運用ルール

- (1) 大型研究設備（1,000万円以上の研究設備等）は、設備情報データベースによる一元管理を行う。データベースの管理は研究機器統轄センターが行う。
  - ・ 設備情報データベースは、固定資産台帳とのリンクにより、新規購入、廃棄、所属替等の情報を反映させる。
  - ・ 財務部の実査時に、対象設備について、稼働状況、共同利用の可否、公開の可否、利用形態等について調査する。
- (2) 新たに導入される共同利用の対象となる設備（2. 基本事項（2））の設置場所については、以下の点を留意する。
  - ・ 設置及び移設について工事費や移設費用が発生するような大型設備を導入する際には、共同研究施設への設置を検討する。
  - ・ 共同研究施設で受け入れが可能である場合、プロジェクト等採択期間中或いは終了後の取り扱いについて協議する。
  - ・ 共同研究施設に設置した設備は、全学共同利用を原則とするが、研究代表者が優先的な使用を求める等の条件については、その都度共同研究施設と協議する。
  - ・ 研究室等へ設置した設備についても、本ガイドラインを遵守する。
  - ・ 研究室等へ設置した設備について、共同研究施設へ移設等が必要となった場合の経費は、当該部局（受益者）負担とする。
- (3) 共同利用設備の利用料金については、以下の通りとする。
  - ・ 学内利用：学内利用者が共同利用設備を利用する場合
    - ・ 本人利用、分析指導、委託分析等の利用料金を設定する。
    - ・ 設備管理者（共同利用施設の場合、運営スタッフ）との学内共同研究（論文共著等）の場合は、協議により決定する。
  - ・ 学外利用：学外利用者が共同利用設備を利用する場合
    - ・ 受託試験料金を設定する。
    - ・ 学内利用者と共同研究契約等が締結されている場合、学内利用に準ずる。
- (4) 利用料金の設定については、以下の通りとする。
  - ・ 学内利用料金と学外向けの受託試験料金を設定する。
    - ・ 学内利用料金：
      - ◇ 光熱水料、保守点検等経費、消耗品費、その他必要となる経費を含む。
    - ・ 受託試験料金：
      - ◇ 学内利用料金に減価償却費、人件費及び必要に応じ技術相談料等を追加して算出する。
  - ・ 設備利用料金は、設備の利用状況及び部局の事情（技術相談料等）を考慮し決定する。
- (5) 設備管理者が自身の管理する設備の利用については、以下の通りとする。
  - ・ 自身の研究（学内共同研究を含む）に利用する場合は、利用料は発生しない。但し、設備管理者が共同利用施設の運営スタッフの場合等は除く。
  - ・ 外部と共同研究契約が締結されている場合、学内利用のルールに準ずる。
- (6) 徴収した利用料金の使途、設備管理者への分配については、以下の通りとする。
  - ・ 学内利用料金及び受託試験（外部）については、設備管理者へ全額分配する。
    - ・ 設備の運転経費、管理費に充当する。
- (7) 運転経費については、以下の通りとする。
  - ・ 学内利用については、受益者負担を原則とし、利用料金の設定、徴収をする。
  - ・ 学外利用については、原則、受託試験とし、必要経費を含む料金設定をする。
- (8) 設備操作、日常管理：設備担当者が管理運営する。なお、以下の通りとする。
  - ・ 教員、技術職員等から実務担当者を選任する。
  - ・ 教職員の責任の下、TA・RA制度等を利用して、学生が一部補佐する。
- (9) 故障等の対応については、以下の通りとする。
  - ・ 誤操作等による修理費用は、受益者負担を原則とするが、設備管理者と相談する。
  - ・ 設備管理者は、運営経費と利用料金算出の内容を考慮し、負担割合を決める。

- ・ 経年劣化等による修理費用は、設備管理者負担を原則とするが、研究機器統轄センターと相談する。
- (10) 本ガイドラインを運用する上で、不都合が生じた場合は、修正案を研究強化本部会議の議を経て決定する。